

本令ハ明治三十五年十二月
五日ヨリ施行ス

大甲一八一

明治三十四年十二月二十八日

内閣總理大臣

木

法制局長官



外務省

ト

大蔵省

木

海軍省

権

文部省

区

逓信省

区

陸軍省

馬

陸軍省

馬

司法省

山

農商省

山

別紙大蔵大臣請議ノ件ヲ審査スルニ
交通機關ノ發達ニ伴ヒ稅務管理局稅
務署及管轄區域表中改正ヲ加ヘント
スルモノニシテ相當ノ儀ト思考ス依

法制局

△テ請議ノ通閣議決定セラレ可然ト認

勅令案

朕明治二十九年勅令第三百四十六號
中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セ
シム

御名御璽

明治二十九年一月十六日

大藏大臣

呈案附箋ノ通

参照

明治二十九年勅令第三百四十六號

(別表)抄

稅務管轄局稅務署及管轄區域表

廣山

島

口

長崎

本間關市

長崎部

熊

福

蘆屋

赤谷部

舟

岡

法部省大...七八

官房 一〇九七号

交通機關ノ發達ニ伴ヒ稅務管
理局稅務署及管轄區域表中改
正ノ必要ヲ認メ茲ニ案ヲ具シ閣議
ニ提出ス

明治三十四年十二月廿四日

大藏大臣曾禰荒助



内閣總理大臣子爵桂太郎殿

甲一〇一

大藏省

勅令第百二號

明治二十九年勅令第百四十七號稅務管理局稅務署及管轄區域表中左ノ通改正ス

廣嶋稅務管理局山口縣ノ部稅務署名中「長府」

ヲ「下ノ關」ニ改ム

熊本稅務管理局福岡縣ノ部稅務署名中「蘆屋」

折尾」ニ改ム

附則

本令ハ明治三十五年二月一日ヨリ施行ス

九
九
九